

消費生活センターニュース

令和7年度
第2号

きっかけは訪問購入？

犯罪まがいの深刻なトラブルに注意！

～大切な貴金属が持ち去られたなどの事例が寄せられています～

【事例 1】

女性から「どんなものでも買取ります」と丁寧な電話があり、洋服の訪問買取りを承諾した。しかし訪問したのは男性で「貴金属はないか」と強く言われた。怖くなってネックレスや指輪などを渡してしまった。目を離したすきに、勝手に契約書を記入され、置いてあった印鑑で押印されていた。買取代金として2万円を置いて帰った。



【事例 2】

購入業者から「不用品を買取り、貧しい国に寄付する」と電話があった。なんでも買取ると言われ、人の役に立つならばと思い、訪問を了承した。購入業者を自宅に入れ、不要な衣類を数千円で買取ってもらった。その際「貴金属を見せてほしい」と言われ、大切にしているダイヤの指輪を見せたが、売るのを断った。しかし、業者が帰った後その指輪がないことに気づいた。



消費者庁イラスト集より

【アドバイス】

- 購入業者の飛び込み勧誘は法律で禁止されています。このような禁止行為を行う購入業者を家に入れないようにしましょう。
- 訪問購入を装った犯罪に巻きこまれる危険があるため、一人で対応せず、買取ってもらうつもりがなければ貴金属は見せないようにしましょう。もし、見せる場合には絶対に目を離さないようにしましょう。
- 売る時は必ず契約書を受けとり、すぐに品物の種類、買取価格、事業者の連絡先を確認しましょう。





あわてないで !! 水回り修理で思わぬ高額請求



～水のトラブル、早さと安さだけで飛びつくと危険～

【事例】

トイレが詰まり、ネット検索で上位にあるサイトが「水道つまり漏れ1,980円～」「一般的な水道業者9,800円～78,000円 弊社1,980円～38,000円」との表示を見た。とても安かったので電話をして来てもらった。急いでいたので料金等は確認せず修理してもらったが、結局直らず新しい便器に交換することになった。作業が終わると「30万円」と言われた。すでに作業が終わっていたため、仕方なく支払った。契約書はもらっていない。



水道つまり漏れ
1,980円～



一般的な水道業者
合計9,800円～78,000円
弊社
合計1,980円～38,000円



消費者庁イラスト集より

【アドバイス】

- インターネット検索上で「上位」だからといって信用できるとは限りません。「広告（スポンサー）」として上位に表示されることがあります。
- 複数社から見積りを取り、作業内容や料金をよく確認しましょう。事前に出張や見積りにかかる料金の有無について確認することも大切です。納得できない場合はその場で契約しないようにしましょう。
- 急を要する水のトラブルに備え、信頼できる事業者の情報を日頃から集めておきましょう。自宅の止水栓の位置と閉め方を確認しておくといでしょう。

商品、サービス、契約のトラブル、多重債務などでお困りの時には、

沼田市消費生活センター TEL 20-1500 へ

相談時間 9:00～12:00 13:00～16:00（土・日・祝日・年末年始は休み）

住 所 沼田市下之町888番地 テラスぬまた3階

片品村、川場村、昭和村、みなかみ町にお住まいの方もお気軽にご相談ください！